

令和2年度



# 原村の教育



原村教育委員会

表紙の題字「原村の教育」 教育長 五味 康剛

表紙の写真「カルミア・散歩・つつじ」

# 村 民 憲 章

緑と光につつまれた美しい郷土、ここに生きる私たち原村民は先人の努力を受け継ぎ、豊かで活力ある高原都市をめざしてこの憲章をかけ、力強く前進します。

- (1) 勇敢に進歩にいどむ村民
- (2) 連帯を深め助け合う村民
- (3) 自然を愛し育していく村民
- (4) 生活文化を創造する村民
- (5) お年寄りを敬愛する村民

## 原村の将来像・村づくりの目標

平成28年度を初年度とする第5次原村総合計画において村の将来像を  
**「人と自然と文化が息づく 美しい村」**  
とし、5つの村づくりの目標を掲げました。

1. 人と自然を大切にした美しく住みよい村づくり
2. 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり
3. 健康と幸せを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり
4. 産業振興による魅力・活力のある村づくり
5. 皆が活躍できる持続可能な村づくり



村の木 ヒメバラモミ  
(昭和49.12.1 村木に制定)



村の花 レンゲツツジ  
(昭和49.12.1 村花に制定)

# 原村教育大綱（抜粋）

(平成28年8月策定)

原村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として、その目標や施策の根本となる方針を教育大綱として次のように定めています。

## 1 豊かな人間形成をめざした学校教育の推進

- (1) 学校施設の整備充実
- (2) 教育内容・方法の改善充実
- (3) 地域社会との連携による教育の充実
- (4) 各教育機関の振興と小中学校との連携

## 2 生涯学習機会の充実

- (1) 生涯学習機会の提供と施設の充実
- (2) 図書館施設の充実、利用促進
- (3) 村づくりを担う人材の育成、社会教育関係団体への支援
- (4) 家庭教育の充実と青少年の育成

## 3 芸術文化活動の振興

- (1) 芸術・文化活動の充実
- (2) 遺跡の保存・整備と活用
- (3) 文化財の保存と活用

## 4 スポーツ・レクリエーション交流の推進

- (1) 社会体育施設の充実
- (2) 公園や広場の有効活用
- (3) 生涯スポーツの普及
- (4) 社会体育団体・グループ等の育成

# 令和2年(2020年)度 原村教育の基本方針

## 1 原村の教育理念

### 「21世紀を担う 賢く・優しく・逞しい 人と文化を育む原村教育」

第5次原村総合計画で示された原村の将来像「人と自然と文化が息づく美しい村」に基づく教育に関する総括目標として「皆が元気に安心して暮らせるむら」の実現に向け、若い人たちが地域で働き活躍し、安心して子育て・教育できる環境の充実を目指した、より具体的な内容が原村教育の基本方針です。

原村教育委員会では、2019年（令和元年）度より、「子ども課」（教育総務係・子育て支援係・保育園係）と「生涯学習課」（生涯学習係・図書館係・文化財係・スポーツ係）の2課制に組織改編を行い、よりきめ細かい子ども・子育て支援と教育行政の実現を目指していきます。

特に「子ども課」は、村づくりの基本である「人づくり」を最大の目標として、0才から18才までの全ての子どもたちが「賢く・優しく・たくましい」原っ子として育つことを願うとともに、全ての村民が生涯にわたって自ら考え他者と協調しながら自ら実行することのできる資質・能力を兼ね備えた人材の育成を目指し、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育の実現を目指として、乳幼児期から児童生徒期まで、切れ目のない一元的・連続的な支援を進めます。また、この目標の実現に向け、子ども課・子育て支援係では「第2期原村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、多様なニーズに応じた「幅広い」「質の高い」子育て支援に取り組んでいきます。

さらに、「生涯学習課」においては、益々多様化する高齢化社会において、「生きがいを持って」「健康で」「逞しく生き抜く」「持続可能な地域社会」を目指して、村民主体による各種講座等多様な活動の推進を進めていきます。

◎八ヶ岳の裾野に広がる豊かな自然と縄文文化を受け継ぐ歴史と伝統の上に立ち、日本で最も美しい村連合の一つである郷土を愛し、豊かな心と高い人間性を育み、21世紀を担う「賢く・優しく・逞しい」原っ子の育成と人と文化を育む村づくりを進め、各世代の村民が、それぞれの「生きがい」を持って活躍できる「活力ある」村づくりを目指します。

## 2 原村教育の重点 1（幼児教育・学校教育関係）



**【キーワード】「原っ子は、原村みんなの力で育てよう」**

## ◆ 「賢く優しく逞しい原っ子」の育成に向けて

### (1) 第2期「子ども・子育て支援計画」の推進

#### 【子どもの発達段階に応じた支援の必要性】

- 子どもの発達は、子どもが自らの経験を基にして、周囲の環境に働きかけ、その環境との相互作用を通して、豊かな心情や意欲・態度を身につけ、新たな能力を獲得し、身につけていく重要な過程であるといえる。また、子どもの成長における身体的発達・情緒的発達・知的発達や社会性の発達等様々な側面は、相互に関連しながら総合的に発達するものであり、身近な人や自然等との関わりの中において、主体的に学び、行動することによって、様々な知識や技能を習得するとともに、主体性や周囲の人への信頼関係等が形作られていく。

#### 【子どもの発達段階に応じた資質や特性】

- 子どもはひとりひとり異なる資質や特性を生まれながらにして有しており、その成長には様々な個人差があるといえる。特に、乳幼児期の子どもにおいては、身体感覚を伴う多様な経験や体験を積み重ねることによって、継続性や持続性のある望ましい発達が期待される。こうした観点を踏まえつつ、現代の子どもたちをめぐる社会環境や子どもの発達を考慮した「教育」と「支援」の充実を推進する。

#### ① 乳幼児期の教育と保育支援（おおむね0歳～5歳）

- ・ 乳児は、外世界への急激な環境変化に対応して、著しい心身の発達とともに生活リズムの形成が始まるとともに、この時期の教育・保育は、特定の大人との関わりにおいて、愛されること、大切にされることを体感し、人への信頼関係がはぐくまれていく。
- ・ 幼児は、大人への基本的信頼感をもとに、身近な人や周囲の物、自然などの環境とかかわり、興味・関心の対象を広げ、認識力や社会性を発達させていく。また、食事や排泄、睡眠といった基本的な生活習慣を身に着けていくとともに、遊びを中心とした協同的な学びを通して、道徳性や社会性の基盤が育まれていく。

一方、子育てへの不安や悩みを抱える保護者の増加により、保護者の養育力の低下や児童虐待など、様々な子育ての問題がでてきている。以上の点を踏まえ、原村においては、乳幼児から児童生徒までの子ども支援を一元的・連続的に支援し、「賢く・優しく・逞しい」原っ子の育成を目指して取り組んでいく。

##### 【乳幼児期の教育と支援】

- ・ 愛着の形成
  - ・ 人に対する基本的信頼感の獲得
  - ・ 基本的な生活習慣の形成
  - ・ 十分な自己の発揮と他者の需要による自己肯定感の獲得
  - ・ 道徳性や社会性の芽生えとなる遊びなどを通じた子ども同士の体験活動の充実
- 以上にかかる子どもと保護者への支援（※保健福祉との連携による充実）

#### ② 学童期の教育と支援（おおむね6歳～11歳）

##### 【小学校低学年期】

- ・ この時期の子どもは、幼児期の特徴を残しながらも、周囲の大人の言うことを守る中で善悪の判断ができるようになり、言語能力・認識力や感受性等がより高まる時期。
- ・ 家庭や地域社会においては、都市化や価値基準の多様化により、保護者が自信を持って子育てに取り組めない状況が見られる。また、様々な子育て不安や家庭環境問題により、子ども自身も社会性やコミュニケーション能力が十分に身に着いていない面がみられる。

したがって、この時期の子どもへの教育及び支援は、幼保小連携・一貫教育による「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」の実践による連続的支援が重要。

### 【学童期（小学校低学年）の教育と支援】（おおむね6歳～8歳）

- ・「人として、行ってはならないこと」についての知識と感性の涵養や、集団や社会のルールを守る態度など、善惡の判断や規範意識の基礎の形成
  - ・自然や美しいものに感動する心などの育成（情操の涵養）
- 以上の点において、体験を通した学びの充実を進める

### 【小学校高学年期】

- ・この時期の子どもは、幼児期を離れ、物事がある程度対象化して認識し、対象との間に距離を置いた分析ができるようになり、知的活動もより分化した追及ができるようになってくる。一方、身体の成長も著しく、自己肯定感を持ち始める時期であるが、反面、発達の個人差も顕著になり（「9歳の壁」）、自己に対する肯定的な意識が持てず、自尊感情の低下により劣等感を強く抱く時期もある。
- ・個の活動から集団での活動に意識が向くとともに、集団における規則やルールなどを理解して、集団活動に主体的に関わったり、遊び等においても自分たちで決まりを作ったり、約束やルールを守って活動する場面が多く見られるようになる。
- ・身体的発達や精神的発達の差により、仲間意識が強くなるとともに閉鎖的な仲間集団を形成し、仲間以外を排除しようとする「いじめ」等も多く見られる。また、近年インターネット等を通じた疑似的・間接的な体験が増加し、人や物・自然と直接触れる体験の機会が減少したこと、人と人とのぬくもりや思いやり等の感情が希薄になってきている。

よって、この時期の教育及び支援としては、次の点において取り組んでいく。

### 【学童期（小学校高学年）の教育と支援】（おおむね9歳～11歳）

- ・抽象的な思考の次元への適応や他者の視点に対する理解
  - ・自己肯定感の育成
  - ・自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養
  - ・集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成
  - ・体験活動の実施など自社会への興味・関心を持つきっかけづくり
- 等において、集団や個における子どもの主体性を伸ばす活動の場の設定や失敗を恐れずやり遂げることから生まれる達成感・満足感の体験による心の育成を図る

## ③ 青年前期の教育と支援（おおむね12歳～14歳）

### 【中学生期】

- ・この時期の子どもは、思春期に入り、親や友達と異なる自分独自の内面の世界観を意識し始め、自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤（かつとう）が渦巻く中で、自らの生き方を模索し始める時期である。また、大人との関係よりも、仲間（友人）関係に強い意味を見出し、親に対する反抗期を迎えること、親子のコミュニケーションも不足したりする時期である。
- ・一方、親への依存関係から自立しようとする思いから親子関係の亀裂が生じるなど、思春期特有の課題が多く見られるとともに、仲間同士の評価を強く意識する反面、他者との交流に消極的な傾向も見られ、常に周囲の目を意識したり、気にしたりすることで不安感を強く抱く傾向が見られる。
- ・さらに、この時期の特徴として、対人関係や集団生活への不安から、不登校傾向の子どもの割合が大幅に増加している。また、社会の価値観の変化や家庭環境の変化等により、一人親家庭の増加や生活環境の変化、大人の価値観の変化から、自立できない子ども、自立できない大人（成人の引きこもりなど）の増加がみられる。

以上の点に配慮し、この時期の教育及び支援としては、小中連携・一貫教育により次の点に重点において取り組んでいく。

#### 【青年前期（中学生）の教育と支援】（おおむね12歳～14歳）

- ・人間としての生き方を踏まえ、自らの個性や適性を探求する経験を通して、自己を見つめ、自己の在り方を思考
- ・社会の一員として自立した生活を営む力の育成
- ・法やきまりの意義の理解や公徳心の自覚等において、身近な大人の体験（講話等）から学ぶとともに、自らの実践を通して、より具体的な「生きる力」を育む

#### ④ 青年中期の教育と支援（おおむね15歳～17歳）

##### 【高校生期】

- ・この時期の子どもは、親の保護のもとから、社会へ参画し貢献する、自立した大人となるための最終的な移行時期になる。よって、思春期の混乱した状況から脱しつつ、大人の社会を展望するようになり、大人の社会でどのように生きるのかという課題に対して、真剣に模索する時期である。
- ・近年この時期が、こうした大人社会の事前準備時期にもかかわらず、自らの将来を真剣に考えることを放棄したり、目の前の快楽だけを追い求めたりするような刹那主義的傾向の若者が増加してきており、ネット社会の中で特定の仲間集団とは濃密な人間関係を持つが、集団の外の人に対しては無関心であり、社会や公共に対する意識や関心も低く、自己中心的な傾向が強い。  
以上の点を踏まえ、この時期の教育及び支援としては、地域との関わりやその中の自己有用感・自己肯定感をより高めるために、次の点に重点をおいて取り組んでいく。

#### 【青年中期（高校生）の教育と支援】（おおむね15歳～17歳）

- ・人間としての在り方を踏まえ、自らの個性や適性を伸ばしつつ、生き方について考え、主体的な選択と進路の決定及び実現に向けた取り組み
- ・他者の善意や支えへの感謝の気持ちとそれにこたえる態度の育成
- ・社会の一員として自覚を持った行動や村外等における幅広い人の関わりを通して自らの生き方について学び、国際社会や地域の中で自己の主体性と協調性を育む

#### （2）教職員・保育士の意識改革

- 昨年度の実践研究で学んだ「子どもを見る目（子ども観）」・「学びの環境を整え、子どもの主体性を育てる保育士・教師の立ち位置（指導観・授業観）」の共有化と幼保・小中での継続的な実践による「子ども観」「指導観」の改善への取組。
- ・保育における「遊び」を通して培う三つの力「学びの力」「生活する力」「かかわる力」の育成。
- ・小学校入学時までに育てたい「10の姿」を意識した日常における体験的学びの充実と実践。

##### 【令和2年度の重点】

- ※幼保・小中連携による「幼児教育」及び「学校教育」の円滑な接続（遊びから学びへ）
- ※0才から18才まで的一体的・一元的子育て支援の充実に向けた支援体制作りと環境整備の推進

#### （3）幼保・小中連携一貫教育の推進

- 「主体的・対話的で深い学び」に向けた「作業記憶を継続しつつ、実行機能で動ける集団」づくり。
- 小中学校（学校教育）における、幼稚園・保育園（幼児教育）での学びを繋ぎ・高める連携・一貫教育の推進。

- 「保育園・幼稚園での「アプローチカリキュラム」を生かした、小学校での「スタートカリキュラム」の実践と円滑な接続。
  - ・幼稚園・保育園による園児の交流や園児と児童・生徒との交流による連携教育の推進
  - ・保育士や幼稚園教諭と学校教職員との連携および交流研修の推進（「原村教育研究会」の充実）
  - ・1日保育士体験等による学校教職員や保護者との連携
  - ・0歳～18歳未満までの一貫した子育て支援の充実  
「家庭児童相談員」「家庭教育相談員」による一元的子育て支援及び家庭教育の充実）
  - ・ユニバーサルデザインによるインクルーシブ教育の実現に向けた、よりきめ細やかな個別支援（幼保・小中での継続した子どもの見取りと支援体制の充実）
  - ・新学習指導要領の全面実施による「主体的・対話的で深い学び」の具現に向け、小中学校共通の「学力観」による継続的でより質の高い教育の実践（小学校：奈須正裕先生による研修の充実）  
（「算数・数学教育」を窓口としたアクティブラーニングの実践と「英語教育」の推進他）
  - ・諏訪東京理科大学との連携による「プログラミング学習」の充実と推進。  
(プログラミング的思考の育成)
  - ・「特別な教科道徳（道徳科）」による心の教育及び「総合的な学習の時間」によるキャリア教育（生き方教育：「原村学」）の充実と推進
  - ・日々の積み上げを大切にした家庭学習の見直し。（やらされる学習から自らやる学習への転換）
  - ・児童・生徒との交流教育を推進（子ども同士、職員同士、行事、参観等を通じての連携）
  - ・小中学校職員間における授業連携及び交流・研修の推進
  - ・不登校傾向児童・生徒の生活および学習支援の充実（「中間教室」の環境整備と支援体制強化）

**【令和2年度の重点】**

- ※小・中一貫教育の推進と充実（「主体的・対話的で深い学び」の実践）
- ※「原村教育研究会」の充実、幼児教育と学校教育の繋ぎを大切にした職員研修の推進  
(幼保・小連携と小中学校における「授業観」の共有化)
- ※中学校「原村学」の体系的学びに向けた三年間の「系統的指導カリキュラム」実践の評価と見直し及び第2期に向けた計画立案と実践

**(4) 心豊かで「優しく・逞しい」原っ子（園児・児童・生徒）の育成を目指した保育（養護と教育）と学校教育の向上（挨拶・歌声・読書・食育・清掃を通しての共育ち）**

- ・生きる力の元となる、ことばと心を育てる教育の推進（読書活動や読書教育の推進と充実）
- ・「早寝、早起き、朝ごはん」の実践による規則正しい家庭生活の推進と継続（食育の推進と充実）
- ・挨拶の励行と歌声の響く保育園・幼稚園・小中学校の環境づくり（地域に育つ子どもたち）
- ・年間を通して継続的に（メリハリを付けて根気よく繰り返し指導）

**(5) 家庭教育の啓発と様々な子育て支援の充実**

- ・心身の発達に支援を必要とする幼児・児童・生徒及びその家族への相談支援・学習支援、発達障害の啓発及び家庭・子育て支援の在り方研究と基本構想づくりの推進  
(支援センターの設置、相談業務の充実、個別の支援計画作成他)
- ・家庭における生活習慣の確立（「早寝・早起き・朝ごはん」の推進、課題を抱えた家庭への温かい支援と援助、経済的支援の充実等）

- ・保健・医療・福祉・教育・就労等の各分野と連携した、訪問支援・相談支援等の推進。
- ・信頼関係と合意形成を大切にした情報の発信と啓蒙活動の推進。  
(「学校だより」や「学年だより」等、信念を持って発信。子と親を育てる方向で。結果報告だけでなく、先を見通した啓蒙を。)

#### **(6) 地域のひと・ものを大切にした連携と一体的教育の推進**

- ・子どもを大事にする教育の実践（観て、聴いて、受容する）
- ・学校や子どもの様子を学校だよりや広報等を通じて知っていただくことで、地域との連携・協力を推進（挨拶、安全指導等の依頼）
- ・地域人材の活用と地域体験学習の充実（学校から積極的に依頼）
- ・教育ボランティアの発掘と活用の推進  
(コミュニティースクールの推進。保護者からの情報収集及び支援体制づくり。)
- ・地区行事等へ積極的参加し、地域住民との交流を深めたい（地域に根ざす）

#### **(7) その他**

- ・これから原村の子育て及び教育の在り方についての研究と実践  
(「子ども課」の良さをいかした子育て支援の充実)
- ・誠実でさわやかな対応、保護者や地域住民から信頼される学校に向けて  
(教職員の和を大切に。組織の一体感が地域の信頼につながる)
- ・安全・安心な学校づくり（子どもの命を守る「いじめ防止教育」「安全・防災教育」の推進、  
「保護者等によるDV」への早期対応等)  
(「対処的指導」から「予防的指導」へ、危機管理意識の徹底を、ダメなものはダメ)  
(「自分の命は自分で守る」教育や訓練等の徹底)

◎園児・児童生徒や保育園・学校、保護者、地域の方々と連携し、互いに支えあい、協力し合う互恵の精神に基づき、「子育てや教育」の問題をそれぞれ自分自身の問題として受け止め、行動することを基本理念として受け止め、その解決に取り組んでいきます。

### **「日本で最も美しい村 原村」づくりを子どもの発想から**



- ・村の催し物に積極的に参加（地区行事等へ）
- ・環境教育の充実（清掃活動等）
- ・故郷の良さの体感（地域、体験学習を通して）



the most beautiful  
villages in japan

**原村**  
長野県

### 3 原村教育の重点2（生涯学習・社会教育関係）

#### 「人と文化を育む村づくりの教育」

原村の歴史や伝統文化を継承しつつ生涯学習の機会を充実させ、住民が自主的に学ぶことのできる環境づくりを進め、固有の文化を大切にしながら人を育てる村づくりに取り組むとともに気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の多様な機会と場の整備に努める。

「生涯学習課」の設置により、よりきめ細やかで地域住民のニーズに対応した生涯学習推進体制を確立する。その中で、相談体制の充実、学習指導者の発掘・育成を図るとともに、海外との交流の機会や場づくりに努め国際性のある地域づくりを推進していく。また、生涯学習の実践として自治活動を支え、コミュニティ活動に発展させながら、自ら考え、自ら実行する人材の育成を図っていくことを目的とする。

##### (1) 生涯学習機会の提供と支援のために（自ら学び、自ら実践する場と機会の提供）

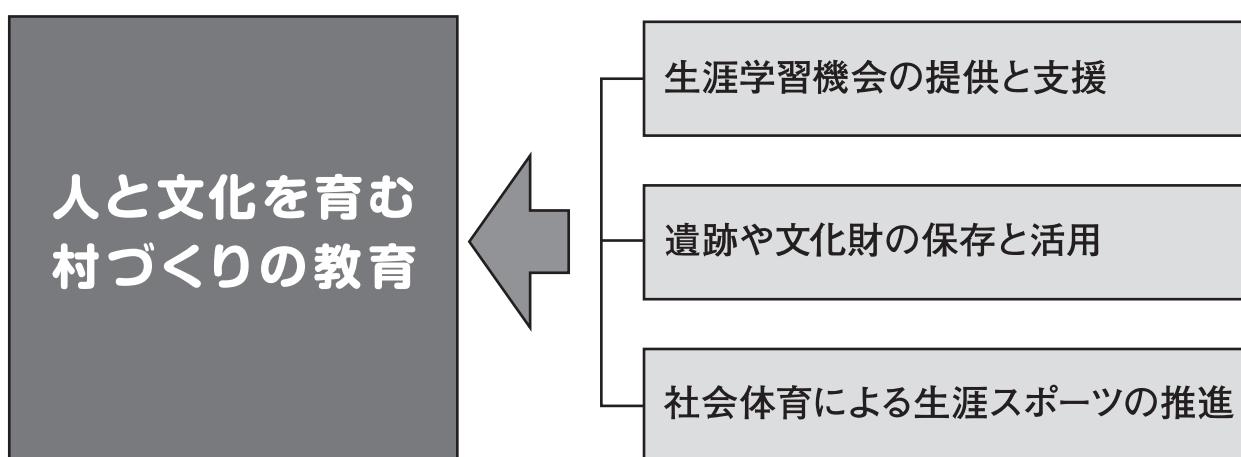
- ・公民館を核とした住民ニーズに応じた「社会教育」事業の実施
- ・社会教育関係団体、自主グループ等の学習成果への支援と育成
- ・図書館を核とした図書サービスの充実と「読書活動」の啓発
- ・生涯学習を担う指導者的人材の発掘と育成（地域ボランティア等の人材育成と人材バンクの構築）
- ・芸術・文化活動の推奨と伝統文化の継承

##### (2) 遺跡や文化財の保存と活用のために

- ・村内遺跡等の保存と公開にむけた環境整備の推進
- ・指定文化財の保存と鑑賞を中心とした文化財による地域の活性化
- ・歴史に学び、歴史的良さを生かした社会づくりの推進

##### (3) 社会体育による生涯スポーツの推進のために

- ・住民のニーズに応じたスポーツイベントや教室の実施
- ・社会体育関係団体、自主グループ等の支援と育成
- ・生涯スポーツを担う指導者的人材の発掘
- ・社会体育施設の充実



## 4 教育委員会組織 (R2 年度)



※組織図（概要）

# 目 次

## I 原村の概要・概観

1	原村の沿革	1
2	地勢と位置	1
3	教育機関・施設・指定文化財分布図	2
4	教育委員会委員・村理事者及び村議会議員	3
5	関係委員会等	3
6	教育委員会組織図	4
7	教育委員会事務分掌	4
8	令和2年度一般会計予算（当初予算）	5
9	令和2年度教育費（当初予算）	6

## II 子ども課

### ① 子育て支援

1	子育て支援	7
(1)	子ども・子育て支援事業計画に沿った事業推進	7
(2)	子育てハンドブックによる事業啓発	8
(3)	原村要保護児童対策地域協議会	8
(4)	相談業務	8
(5)	ひとり親家庭等支援	8
(6)	原村誕生会	9
(7)	子育てサロン	9
(8)	新生児および2歳児訪問	9
(9)	ことばの相談	9
(10)	社会的養育の推進	10
(11)	子どもの貧困対策	10
2	保育所	11
(1)	保育目標	11
(2)	保育指導計画	13
(3)	保育の内容	14
(4)	保育所の歴史	15
(5)	入所児童の推移	16
(6)	保育園の一日	17

### ② 学校教育

1	学校教育の方針	19
(1)	基本方針	19
(2)	みんなの力で育てよう	19
2	原小学校の教育	21
(1)	グランドデザイン	21
(2)	教師指針	22
(3)	教育計画	23
(4)	原小学校のあゆみ	26
3	学童クラブ	32
4	原中学校の教育	33
(1)	グランドデザイン	33
(2)	教育計画	34
(3)	生徒の行動	36
(4)	原中学校のあゆみ	37
(5)	原中学校ブロンズ	41

5	教職員数・学級数	42
6	学校施設	42
7	教職員住宅	42
8	学校医・学校歯科医および薬剤師	43
9	学校給食実施状況	43
10	補助事業	43

### III 生涯学習課

1	社会教育の基本方針	44
2	令和2年度の推進施策	44
	(1) 生涯学習機会の提供と支援	44
	(2) 社会教育団体の支援・育成・施設の活用	44
3	令和2年度事業計画の概要	44
	(1) 令和2年度公民館事業の重点目標	44
	(2) 令和2年度中央公民館事業計画	45
	(3) 令和2年度中央公民館利用登録団体	48
4	令和元年度公民館社会教育事業の実施状況	49
	(1) 令和元年度公民館事業の実施状況	49
	(2) 令和元年度公民館利用状況	54
5	放課後子ども教室推進事業「原っ子広場」	55
6	社会体育館	56
	(1) 令和2年度社会体育の運営方針	56
	(2) 令和2年度社会体育の重点目標	56
	(3) 令和2年度社会体育の重点活動	56
	(4) 令和2年度大会行事の開催計画	57
	(5) 令和2年度講座・教室等の計画	58
	(6) 令和元年度講座・教室の実施状況	59
	(7) 令和元年度大会行事実施状況	59
	(8) 令和元年度社会体育館利用状況	60
	(9) 社会体育施設の概要	62
7	文化財事業	63
	(1) 令和2年度事業計画	63
	(2) 令和元年度事業の概要	64
	(3) 指定文化財	67
	(4) 原村教育委員会刊行報告書等	67
8	原村歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）	74
	(1) 運営方針	74
	(2) 令和2年度展覧会年間予定	74
	(3) 入館者及び売店販売実績（令和元年度実績）	74
	(4) 総収入	75
	(5) 実施事業	75
	(6) 広報宣伝	77
	(7) 経費削減	77
	(8) 施設整備・營繕管理	78
9	原村図書館	79
	(1) 原村図書館沿革	79
	(2) 施設の概要	79
	(3) 利用案内	79

(4) 図書館運営の基本方針	80
(5) 事業計画の概要	80
(6) 令和元年度図書館利用状況	81
(7) 蔵書集計	82
(8) 資料集計	82
(9) 登録者数	82
(10) 年代別・分類別貸出状況	82
(11) 形態別資料貸出の月次統計	83
(12) 貸出資料の推移	83
(13) 受入統計	84
(14) 資料の受入数及び除籍数等	84
10 社会教育施設の概要	85

# I 原村の概要・概観

## 1 原 村 の 沿 革

原村は、国指定の阿久遺跡、臥竜遺跡に象徴されるように縄文時代は文化の隆盛を極めた地域です。原村は、旧村落全部が江戸時代に誕生した新田村であり、その中で最も早い原山新田（後の中新田）が、慶長15年（1610年）に成立しており、それ以前は原村全域が諏訪大社上社の御狩場として神野（こうや）といわれ、神聖な地とされていました。

原山新田誕生後、払沢新田（1614年）、八ッ手新田（1615年）、柏木新田（1621年）、大久保新田（1649年）、菖蒲沢新田（1649年）、柳沢新田（1652年）、室内新田（1673年）とそれぞれ新田村として発達をとげてきました。

明治8年1月22日（1875年）に8つの村が合併し、「原村」となりました。以来村域の変更はなく、昭和後期には農場区、判之木区、上里区、南原区、やつがね区、ペンション区ができ平成18年4月には原山地域自治会が発足しました。原村は諏訪地区唯一の村として合併などを経ることなく現在に至っており、平成17年1月には村政施工130周年を迎えていきます。

## 2 地 勢 と 位 置

原村は、長野県の南東部に位置する。諏訪盆地の南東にあって、北と西は茅野市、南は富士見町、東は八ヶ岳を境とし、八ヶ岳連峰の西南一帯の森林原野耕地からなる広大な山麓地帯を占めている。

四囲は遙か南に甲斐駒を始めとする南アルプス、東に八ヶ岳連峰と蓼科山、北に霧ヶ峰、さらに北アルプスを望み、西は眼下に諏訪湖をおいて、その眺望はすばらしいものがある。

気象は年間を通じて日照時間が長く、雨量が少なく湿度が低い。また気温の年較差・日較差が大きく、風向きは北西風が多い。

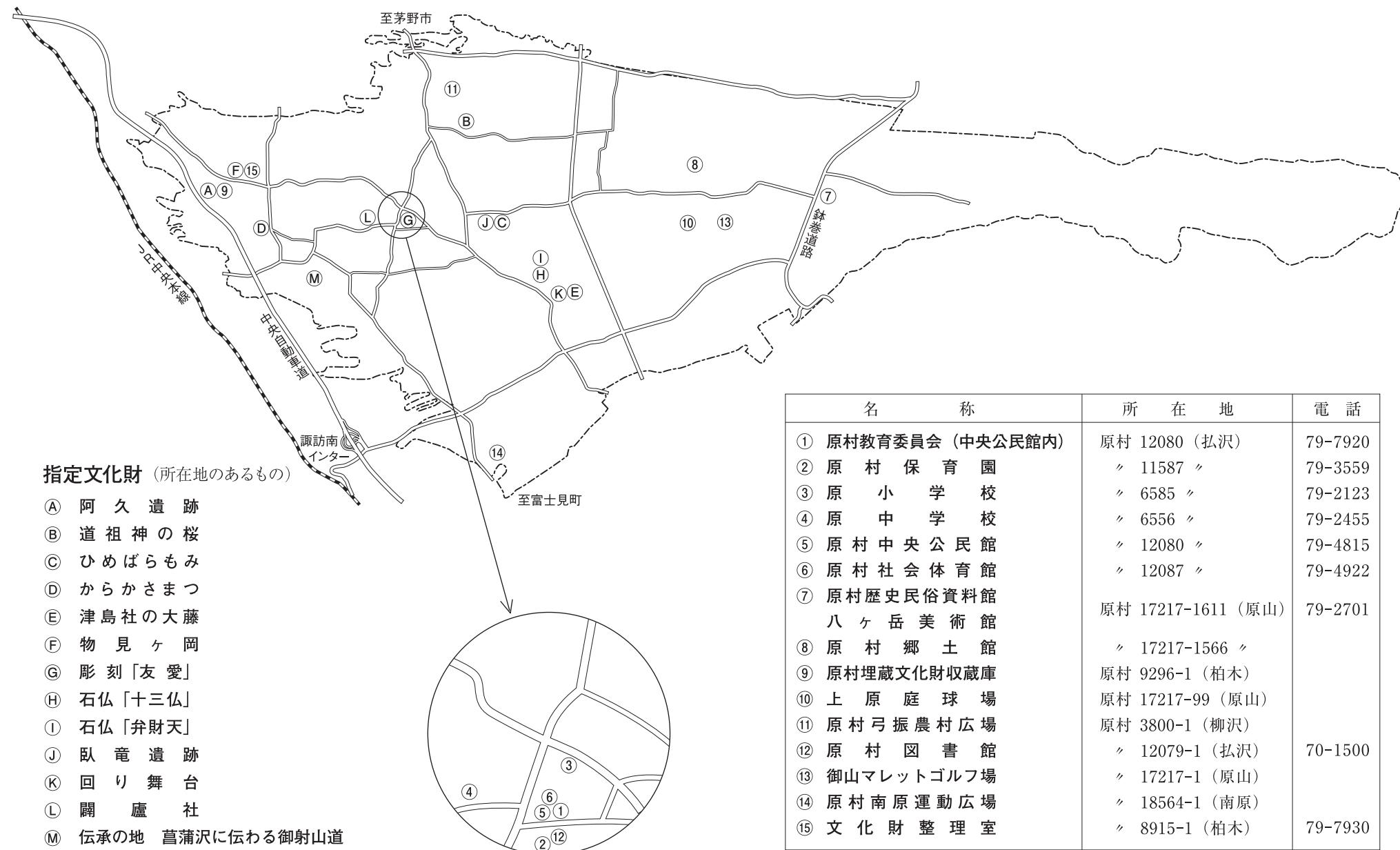
村の主要分の標高は、1000mであり、冷涼な気象条件を活かした高原野菜・花卉の栽培が盛んでその品質も高く評価されている。

中央高原は、豊かな自然を背景とし、ペンション地区を中心に観光施設が整備されている。

道路は、東西方向に流れる河川によって浸食された谷に沿って発達し、多くは茅野市の中心街に向かっている。近年、ズームライン・エコーラインなど諏訪南インターチェンジから中央高原を始めとする各方面へのアクセス道路が整備され、今後の多目的利用が期待されている。

位置（役場）	広さ
東経 138° 13' 03"	東西 16.2 km
北緯 35° 57' 52"	南北 5.9 km
標高 1,012 m	周囲 約50 km
	面積 43.26 km <sup>2</sup>

### 3 教育機関・施設・指定文化財分布図



## 4 教育委員会委員・村理事者及び村会議員

### (1) 教育委員会

(令和2年8月現在)

[教育長] 清水 幸次

[教育委員]

役職名	氏名
教育長職務代理	小林 英夫
委員	小池 光久
々	小林 晴美
々	須藤 陽子

### (2) 村理事者

役職名	氏名
村長	五味 武雄
副村長	宮坂 道彦

### (3) 村議會議員

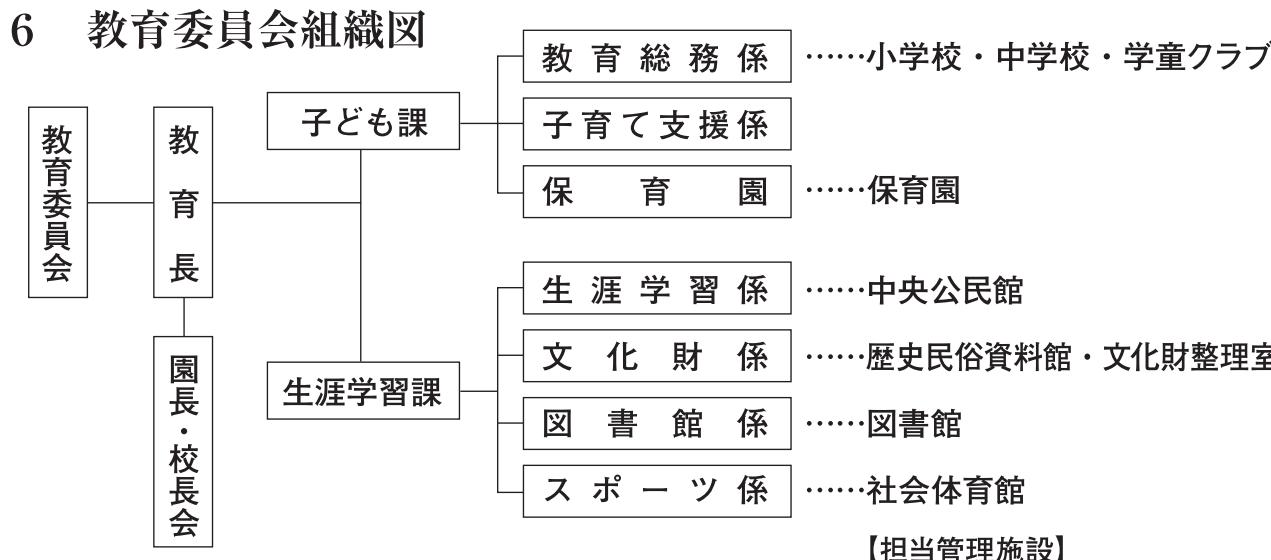
議長 芳澤 清人

副議長 平出 敏廣

職名	常任委員会	
	総務産業委員会	社会文教委員会
委員長	松下 浩史	半田 裕
副委員長	中村 浩平	佐宗 利江
委員	北原 貴穂	宮坂 早苗
々	宮坂 紀博	森山 岩光
々	平出 敏廣	百瀬 嘉徳

## 5 関係委員会等

名称	根拠条例等	委員定数	委員任期
原村奨学生審議会	原村奨学生審議会規則	10人以内	2年
原村教育支援委員会	原村教育支援委員会規則	12人以内	2年
原村社会教育委員会	原村社会教育委員会規則	8人以内	2年
原村スポーツ推進審議会	原村スポーツ推進審議会規則	14人以内	2年
原村スポーツ推進委員会	原村スポーツ推進委員会設置規則	8人以内	2年
原村歴史民俗資料館運営協議会	原村歴史民俗資料館運営協議会規則	8人以内	2年
原村文化財調査委員会	原村文化財調査委員会規則	5人	2年
阿久遺跡整備委員会	阿久遺跡整備委員会規則	9人	
原村図書館協議会	原村図書館協議会規則	7人以内	2年
原村いじめ問題対策連絡協議会	原村いじめ問題対策連絡協議会規則	15人以内	2年
原村子ども・子育て会議	原村子ども・子育て会議規則	10人以内	2年



## 7 教育委員会事務分掌

### 子ども課

#### (1) 教育総務係

- ア 教育委員会の会議に関すること。
- イ 教育行政の相談に関すること。
- ウ 事務局及び教育委員会の職員（県費負担職員を除く。）の人事及び研修に関すること。
- エ 教育委員会規則等の制定、改廃に関すること。
- オ 公印の保管に関すること。
- カ 教育に係る調査、統計に関すること。
- キ 文書の収受及び管理に関すること。
- ク 奨学金に関すること。
- ケ 事務局及び教育機関事務の連絡調整に関すること。
- コ 学校の設置、廃止及び管理運営に関すること。
- サ 県費負担職員の内申その他の人事に関すること。
- シ 学齢児童、生徒の就学及び転出転入に関すること。
- ス 教科書、その他教材の取扱いに関すること。
- セ 児童、生徒及び教職員の保健衛生及び福利厚生、安全に関すること。
- ソ 教職員の研修に関すること。
- タ 学校給食に関すること。
- チ 通学区域に関すること。
- ツ 公文書の保管及び予算事務に関すること。
- テ 教材、教具の整備に関すること。
- ト その他学校教育に関すること。
- ナ 学童クラブに関すること。
- ニ 課内の他係の所掌事務に属さない事項に関すること。

#### (2) 子育て支援係

- ア 児童手当に関すること。
- イ 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- ウ 母子、父子、寡婦福祉に関すること。
- エ 施設入所措置に関すること。
- オ 子ども・子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）の策定及び推進に関すること。
- カ 保育所の入退所に関すること。
- キ 保育料等の徴収に関すること。
- ク 公文書の保管及び予算事務に関すること。
- ケ 子育てサロンに関すること。
- コ その他児童福祉に関すること。

#### (3) 保育園

- ア 児童の保育に関すること。
- イ 施設の運営管理に関すること。
- ウ 公文書の保管及び予算事務に関すること。

### 生涯学習課

#### (1) 文化財係

- ア 文化財の保護保存に関すること。
- イ 文化財施設の維持管理及び運営に関すること。
- ウ 文化財の調査、研究、発掘、及び関係資料の刊行に関すること。
- エ 文化財関係団体の指導育成に関すること。
- オ 公文書の保管及び予算事務に関すること。
- カ 歴史民俗資料館に関する事項
- キ 歴史民俗資料館の管理、運営に関すること。

#### (2) 生涯学習係

- ア 生涯学習の振興に係る施策の企画、調整に関すること。
- イ 生涯学習団体の指導育成に関すること。
- ウ 生涯学習資料の刊行、配布、広報に関すること。
- エ 社会教育委員に関すること。
- オ 社会教育のために、必要な設備、器材及び資料に関するここと。
- カ 青少年健全育成、成人教育及び家庭教育に関するここと。
- キ 文化団体、女性団体及び女性教育に関するここと。
- ク 人権教育に関するここと。
- ケ 公民館に関するここと。
- コ 中央公民館の管理、運営に関するここと。
- サ 公文書の保管及び予算事務に関するここと。

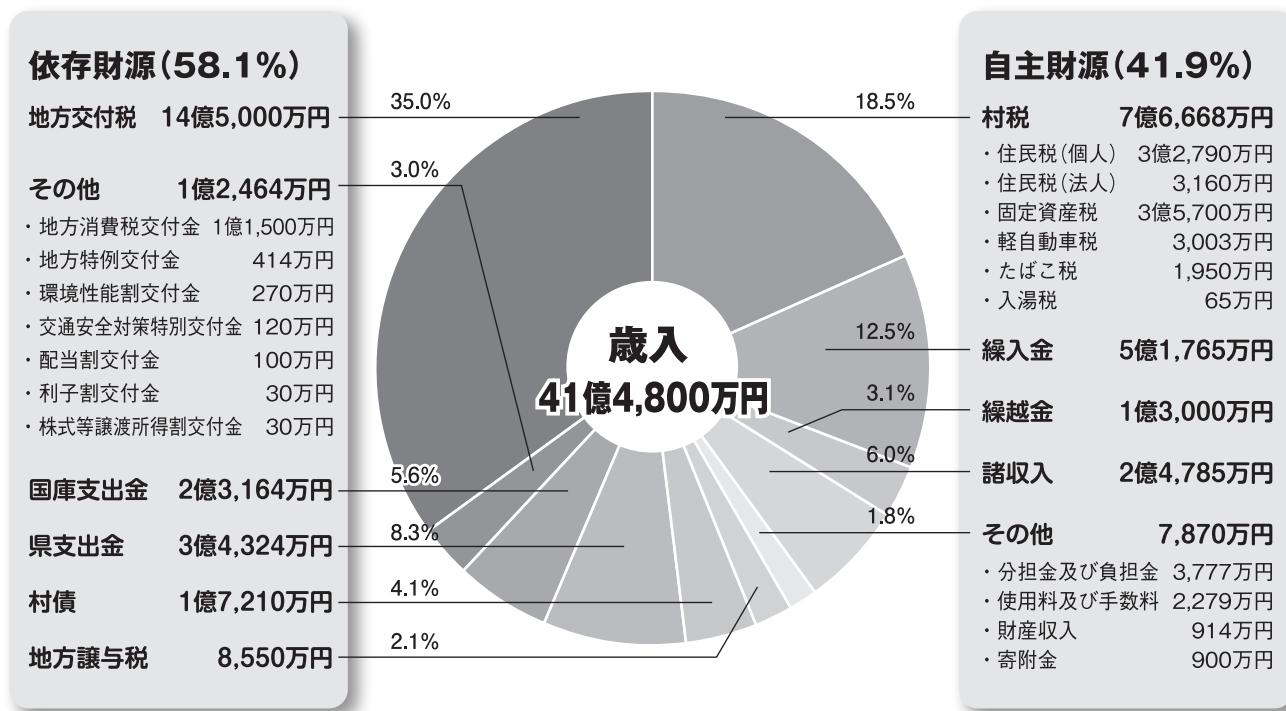
#### (3) 図書館係

- ア 図書館に関するここと。
- イ 図書館の管理、運営に関するここと。
- ウ 公文書の保管及び予算事務に関するここと。

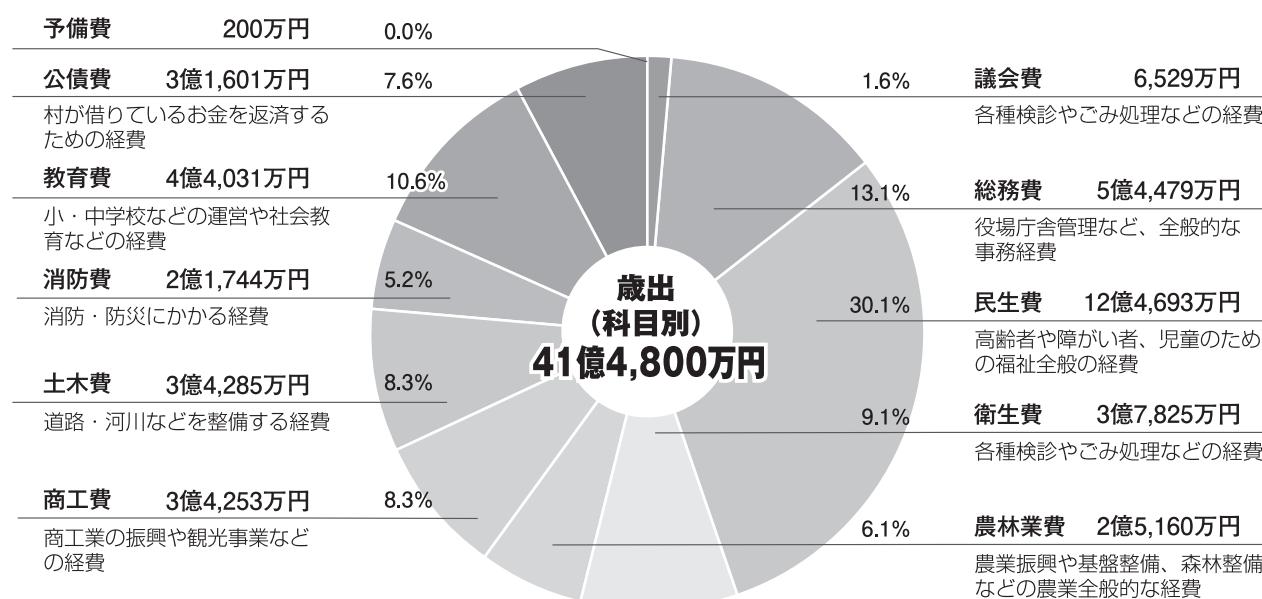
#### (4) スポーツ係

- ア 村民の健康、体力づくりに関するここと。
- イ 生涯スポーツの推進に関するここと。
- ウ 社会体育施設の整備、管理、運営に関するここと。
- エ スポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員の活用・育成に関するここと。
- オ スポーツ関係団体に関するここと。
- カ スポーツ大会・スポーツ教室に関するここと。
- キ 公文書の保管及び予算事務に関するここと

## 8 令和2年度 一般関係予算（当初予算）



## 一般会計の歳出（科目別）



## 9 令和2年度 教育費(当初予算・歳出)

(単位千円)

項目		本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比(%)
教育総務費	教育委員会費	1,450	1,557	△ 107	0.2%
	総務費	101,207	81,548	19,659	12.3%
	教育施設費	10,516	74,497	△ 63,981	1.3%
	奨学事業費	2,316	2,590	△ 274	0.3%
	学童生徒指導費	16,670	11,786	4,884	2.0%
	計	132,159	171,978	△ 39,819	16.1%
民生費	児童福祉総務費	31,432	26,208	5,224	3.8%
	児童措置費	128,210	128,614	△ 404	15.6%
	母子福祉費	860	880	△ 20	0.1%
	保育所費	221,615	221,036	579	26.9%
	計	382,117	376,738	5,379	46.5%
小学校費	学校管理費	25,185	28,839	△ 3,654	3.1%
	教育振興費	23,083	24,188	△ 1,105	2.8%
	給食施設費	25,305	24,846	459	3.1%
	計	73,573	77,873	△ 4,300	8.9%
	中学校費	21,821	28,839	△ 7,018	2.7%
社会教育費	教育振興費	30,469	24,188	6,281	3.7%
	給食施設費	22,560	24,846	△ 2,286	2.7%
	計	74,850	77,873	△ 3,023	9.1%
	保健体育費	17,948	14,938	3,010	2.2%
	社会教育費	20,505	20,035	470	2.5%
社会教育費	文化財調査保護費	40,269	68,521	△ 28,252	4.9%
	図書館費	37,859	34,064	3,795	4.6%
	阿久遺跡管理費	865	1,670	△ 805	0.1%
	民俗資料館費	14,595	14,985	△ 390	1.8%
	計	132,041	154,213	△ 22,172	16.1%
保健体育費	保健体育総務費	17,628	17,129	499	2.1%
	社会体育館費	7,050	7,997	△ 947	0.9%
	社会体育施設管理費	3,009	11,010	△ 8,001	0.4%
	計	27,687	36,136	△ 8,449	3.4%
	合計	822,427	440,200	382,227	100.0%

教育費		
教育総務費	132,159	16.1%
民生費	382,117	46.5%
小学校費	73,573	8.9%
中学校費	74,850	9.1%
社会教育費	132,041	16.1%
保健体育費	27,687	3.4%

